

確定申告が始まります

納税は国民の義務です！
早めに申告を済ませましょう。

期間は **2月17日から**
3月17日まで

共同納税相談日程

会場	相談日	曜日	対象地区		
			午前	午後	
間瀬「やすら木」	2月17日	月	間瀬1区～4区	間瀬5区～7区	
	2月18日	火	金池・久保田	猿ヶ瀬・南谷内・白鳥	
	2月19日	水	橋本		
	2月20日	木	北野・油島	西長島	
	2月21日	金	夏井		
	2月24日	月	高畑	潟上・横曽根	
	2月25日	火	西中		
	2月26日	水	新谷	西船越	
	2月27日	木	指定日に申告できなかった人		
	2月28日	金	栄		
	役場研修室 (2階)	3月3日	月	樋曾	和納12区・富岡
		3月4日	火	石瀬	石瀬
		3月5日	水	和納7区・9区	和納11区・三田
		3月6日	木	岩室	
3月7日		金	高橋	津雲田・原	
3月10日		月	和納3区・4区		
3月11日		火	和納5区	和納8区・10区	
3月12日	水	和納1区・2区			
3月13日	木	和納6区			
3月14日	金	指定日に申告できなかった人			
3月17日	月	指定日に申告できなかった人			

※受付時間は、**午前8時30分～11時30分**、**午後1時～3時30分**を厳守してください。

※指定以外の日に申告される人は**対象地域の人が優先**されますのでご了承ください。

申告書は自分でかいてみましょう。

- 申告納税制度は「自力記載・自書申告」が本来の目的です。
- 申告書は、税務署に郵送するか、相談会場に提出してください。
- 記載にあたってわからないことがありましたら、巻税務署、役場税務課にご相談ください。

申告の受付について **巻税務署総務課 ☎72-2355**

所得税・消費税について
巻税務署個人課 第一部門 ☎72-2357

村・県民税について **岩室村税務課 ☎82-5718**

確定申告をしなければならぬ人が申告しなかつたり、誤った申告をすると、不足の税金を納めるだけでなく、不足税額の15%の加算税が賦課され、更に、延滞税も納めなければならないこととなります。

◆どんな人が申告するの？

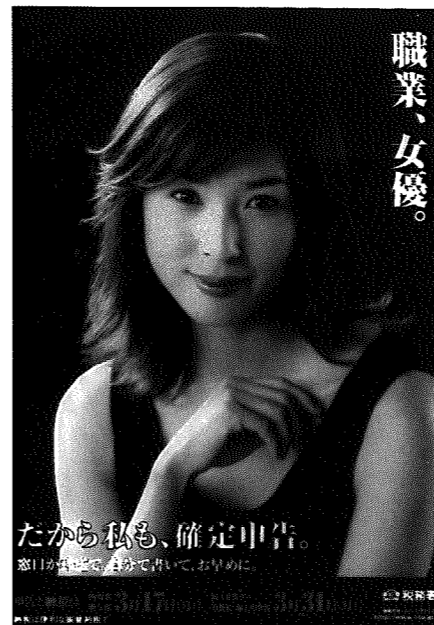
- 所得税・村県民税
- 営業、農業、その他の事業を営んでいる人。
- 不動産（地代や家賃など）や利子、配当などの所得がある人。
- 土地や建物などの資産の譲渡によって、平成14年末に年末調整をしなかった人。
- 2か所以上から給付を受けていたり、給与所得のほかにも所得のあった人。

◆村県民税だけの申告が必要な人

■ 所得税の確定申告をすれば、村県民税の申告は必要あり

◆申告の際に必要なものは

- 申告書用紙
- 税務署から郵送された申告用紙。
- 印かん
- 所得税の「振替納税」を希望する場合は金融機関の届出印
- 源泉徴収票
- 給与所得者や公的年金受給者は源泉徴収票（原本）
- 白色申告者は収支内訳書
- 総収入や必要経費などが記載してある収支内訳書や、帳簿などの書類。



だから私も、確定申告。
※1か所以上の所得をいただいております。

住宅ローン控除 事前還付指導会

とき 2月3日(月)
ところ 巻町公民館
①午前9時30分～11時30分
2階研修室
②午後1時～3時30分
*申告書提出可能

税理士会巻支部 平成14年分無料相談

とき 2月3日(月)～2月14日(金)
ところ 巻町税務署2階会議室
午前9時～午後3時30分

税理士による 還付申告無料相談

《受付時間：午前9時30分～午後4時》
(所在地) (税理士名) (電話番号)
(2月5日(水))
岩室村 石瀬 有坂富三郎 82-2454
巻町 1区 金子 武雄 72-5475
東6区 高橋 周衛 72-4521
東6区 野田 繁 72-4458
吉田町 学校町 北村三代一 93-3419
学校町 北村 啓一 93-3419
栄町 榊 欣一 92-2011
若生町 徳永八十一 92-7191
曙町 本多 克 92-7060
(2月6日(木))
巻町 東6区 上原 秀男 72-8181
東6区 高瀬 博 72-8181
9区 内藤 安 76-2574
竹野町 本間 政彦 72-7458
吉田町 東町 井島 正夫 93-4268
神田町 久保 弘平 93-2553
上町 佐野 栄偉 93-2755
若生町 波多野光則 93-2162
(2月7日(金))
巻町 1区 近藤 喜一 73-3117
1区 近藤ケイ子 73-3117
1区 本間 眞 73-5336
鷺ノ木 八木原洋司 72-2192
吉田町 浜首町 斉藤 稔 92-3735
法花堂 田中 操 92-6120
大保町 山岸 鐵夫 93-3837

ねたきり老人の 特別障害控除について

65歳以上の方で6か月以上ねたままで、食事・排便等の日常生活に支障のある、いわゆる「ねたきり老人」は特別障害控除の対象となりますので納税相談の際に申し出てください。